

建設関連業務委託の予定価格等の決定等に係る事務処理試行要綱

制定 平成 21 年 3 月 2 日 20 建企第 775 号
最終改正 令和 6 年 3 月 21 日 5 建企第 440 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、長崎県関係部等並びにその関係部等が所管する地方機関（振興局を含む。）が発注する建設関連業務委託の入札の透明性と公正性を図るため、次の各号に掲げる価格のランダム化に基づく決定等に係る事務処理手続きの試行を行うために定めるものである。

- (1) 長崎県財務規則（以下「規則」という。）第 97 条に規定する予定価格及び規則第 98 条に規定する最低制限価格
- (2) 長崎県建設関連業務委託低入札価格調査制度試行要領（以下「低入札価格要領」という。）に規定する低入札調査基準価格

(対象業務)

第 2 条 長崎県関係部等が発注する建設関連業務委託のうち、競争入札に付する業務を対象とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設関連業務とは、長崎県建設関連業務委託最低制限価格制度試行要領（以下「最低制限価格要領」という。）第 3 条に規定するものをいう。
- (2) 契約担任者とは、知事又は規則第 3 条に定められた事務の委任を受けて契約を締結する者をいう。
- (3) ランダム化とは、パソコン等におけるランダム関数に基づき算出されたランダム係数を使用して算定する方法をいう。
- (4) 設計金額（税込み）とは、設計書、仕様書等によって算定された当該建設関連業務委託に要する総額をいい、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含んだものをいう。
- (5) 設計金額（税抜き）とは、前号の総額のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額を含まないものをいう。
- (6) 予定価格とは、規則第 97 条に規定するものをいう。なお、予定価格はランダム化の対象としない。
- (7) 入札書比較価格とは、第 7 条及び第 11 条に掲げる調書に印字記入するそれぞれの価格の、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含まないものをいう。
- (8) 最低制限設計価格とは、最低制限価格要領第 4 条により算出したものをいう。
- (9) 最低制限価格とは、規則第 98 条に規定するものをいう。
- (10) 最低制限候補価格とは、最低制限価格の算出の基礎となるものをいう。
- (11) 低入札調査基準価格とは、低入札価格要領第 3 条に規定するものをいう。
- (12) 設計価格等とは、次に掲げる事項のものをいう。
 - ①最低制限価格委託業務における設計金額及び最低制限価格
 - ②低入札価格委託業務における設計金額及び低入札調査基準価格
- (13) 予定価格等とは、次に掲げる事項のものをいい、取引に係る消費税及び地方消費税を含んだものをいう。
 - ①最低制限価格対象業務における予定価格及び最低制限価格
 - ②低入札価格調査対象業務における予定価格及び低入札調査基準価格
- (14) 関係部とは、内部組織の設置に関する条例（昭和 28 年長崎県条例第 1 号）に規定する各組織のうち、総務部、危機管理部、県民生活環境部、水産部、農林部及び土木部をいう。
- (15) 関係部等とは、関係部、教育庁及び警察本部をいう。
- (16) 事務所とは、関係部等の建設関連業務に係る入札事務を執行する課若しくは室、長崎県振興局設置条例（平成 21 年長崎県条例第 11 号）に規定する振興局又は長崎県組織規則（昭和 46

年長崎県規則第 35 号) 第 26 条の表の水産部の項、農林部の項若しくは土木部の項に掲げる地方機関及び教育庁の教育機関で建設関連業務委託に係る入札事務を執行する事務所等をいう。

(ランダム化の告知)

第 4 条 事務所の長は、予め、予定価格等の決定がこの要綱に基づき行われることを入札公告又は入札執行通知書等により告知する。

(契約担任者が定める事項)

第 5 条 契約担任者は、規則第 3 条又は長崎県決裁規程第 9 条の規定により、次に掲げる事項について定めることができる。

- (1) 最低制限価格を設定する対象業務（以下「最低制限価格対象業務」という。）における予定価格等の決定に関すること。
- (2) 特定調達契約対象業務及び総合評価落札方式で実施する業務、並びに、国からの受託事業に係る業務等であって、競争参加資格委員会が認める業務等（以下「低入札価格調査対象業務」という。）における予定価格等の決定に関すること。

(価格決定者)

第 6 条 前条の規定にかかわらず、契約担任者は第 11 条に規定された予定価格等の決定について、「長崎県財務規則の施行について」（昭和 39 年 3 月 24 日 39 出第 285 号、39 財第 98 号、出納長、総務部長通知）第 7 の四の（2）の定めにより知事又は委任若しくは専決権者が指定した者（以下「価格決定者」という。）に行わせることができる。

(設計価格等の確認)

第 7 条 契約担任者は、入札日前日までに次の各号における設計価格等を別に定める方法により決定すると共に、これらを業務毎に電子媒体に保存し、別途これらの価格を当該設計価格調書に印刷した後、電子媒体と共に当該設計価格調書用封筒に封入しておくものとする。

(1) 最低制限価格対象業務 最低制限設計価格調書（様式 A-1）

(2) 低入札価格調査対象業務 低入札調査基準価格調書（様式 A-2）

2 入札執行者（価格決定者）は、入札会場において、1 項に規定する設計価格等が入力された当該業務の電子媒体をパソコン等に入力し、パソコン等画面に表示された設計価格等と当該業務の設計価格調書の設計価格等が同一であることを確認しなければならない。

(ランダム化の周知及びランダム性の確認)

第 8 条 入札執行者は、予定価格等の決定がこの要綱に基づき行われることを告知したうえで、入札書の提出を求めるものとする。

2 第 9 に規定するランダム化の方法等について、原則として掲示の方法により周知を図るものとする。

3 入札参加者のうち希望者に対して、パソコン等の操作により、ランダム係数が無作為に動作することの確認をパソコン等の入札者用公表画面（以下「公表画面」という。）を用いて行うものとする。

(ランダム化の方法)

第 9 条 予定価格等のうち最低制限価格は、入札会場において、パソコン等におけるランダム関数に基づき算出されたランダム係数を使用して作成するものとする。ランダム係数の変動範囲は、別表によるものとする。

2 最低制限価格は、最低制限候補価格を基に決定する。最低制限候補価格は、最低制限設計価格にランダム係数を乗じて算出するものとする。

(ランダム化の宣言及び実行)

第 10 条 入札執行者は、入札参加者に対して、予定価格等の決定に要するランダム化を行う旨を宣言するものとし、価格決定者は、ランダム化のためのパソコン等のキーを押し下げ、ランダム化を行う。

2 入札執行者は、前項に規定に基づき算出されたランダム係数を、入札参加者のうち希望者には公表画面において確認させると共に、口頭により公表するものとする。

(予定価格等の決定及び予定価格調書の作成)

第 11 条 価格決定者は、第 10 条の結果に基づき、次の各号に定めるところにより、予定価格等を決定するものとする。

(1) 最低制限価格対象業務における予定価格等は、パソコン等により予定価格調書（様式第 2 号）に印字記入し、記名、押印のうえ、決定しなければならない。

(2) 低入札価格調査対象業務における予定価格等は、パソコン等により予定価格調書（様式第 2 - 2 号）に印字記入し、記名、押印の上、決定しなければならない。

2 前項のパソコン等による印字記入にあたっては、入札参加者の目に触れないように注意をすること。

(予定価格等の公表)

第 12 条 開札後、落札者又は長崎県建設関連業務委託制限付一般競争入札試行実施要綱第 18 条に規定する落札候補者（以下「候補者等」という。）があるときは、入札会場において、入札執行者は第 11 条の規定により決定された予定価格等を公表するものとする。

2 公表の方法は、入札執行者の口頭により行うものとし、入札参加者のうち希望者には、公表画面を公表するものとする。

3 ただし、入札が不調に終わり、落札者等がいけない場合には、予定価格等の公表は行わないものとする。

4 入札結果等の公表時には、入札結果一覧表に加えて予定価格等の決定経過に係る様式を添付するものとする。

5 前項に規定する様式とは、ランダム化において使用するパソコン等画面に表示する発注者用画面を印刷したものをいう。

(入札回数)

第 13 条 入札回数は、2 回とする。なお、最低制限価格対象業務で入札不調の場合においては、1 項に定める者と協議を行い、随意契約による契約を締結することができるものとする。

1 入札書比較最低制限価格を下回った入札を除いた最低入札価格と入札書比較予定価格の開差が入札書比較予定価格の 10% 以内である場合の当該最低価格入札者

2 前項の協議の方法は、見積書の提出をもって行うものとし、1 回限りとする。

(パソコン等の障害時の対応)

第 14 条 第 10 条に規定する宣言後において、予定価格等のランダム化が行われる以前に、パソコン等の故障等により予定価格等の算出が困難となった場合には、入札を保留し、パソコン等の交換等必要な対策を講ずるものとする。

2 前項の規定にもかかわらず、停電等によりランダム化が困難であり、回復の見込みがたたない場合には、設計価格調書に記入している設計価格等を予定価格等とするものとする。

3 第 10 条に規定する宣言後において、予定価格等のランダム化が行われ、予定価格等が算出されたものの、パソコン等の故障等により予定価格調書の印字記入が困難となった場合には、パソコン画面上の予定価格等を手書きにより予定価格調書に記入するものとする。

4 第 10 条に規定する宣言後において、予定価格等のランダム化が行われ、予定価格等が算出されたものの、パソコン等の故障等により、予定価格調書への印字又は手書き記入することなく、予定価格等に係る事項が消滅した場合には、再度、予定価格等の算定手続きを行うこととする。

(電子情報処理組織による入札手続の特例)

第15条 電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置含む。）と入札又は見積りをする者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う入札の方法（「電子入札」をいう。）を指定したときは、この要綱に規定する入札手続のうち、長崎県建設工事等電子入札実施要綱に定めるものについては、電子情報処理組織を使用して行うことができるものとする。

附 則

本要綱は、平成21年4月1日より施行する。	(平成21年3月 2日 20 建企第775号)
本要綱は、平成21年4月1日より施行する。	(平成21年3月25日 20 建企第853号)
本要綱は、平成23年4月1日より施行する。	(平成23年3月25日 22 建企第679号)
本要綱は、平成25年6月1日より施行する。	(平成25年5月21日 25 建企第108号)
本要綱は、平成26年4月1日より施行する。	(平成26年3月31日 25 建企第641号)
本要綱は、平成30年4月1日より施行する。	(平成30年3月16日 29 建企第698号)
本要綱は、平成31年4月1日より施行する。	(平成30年11月9日 30 建企第434号)
本要綱は、令和元年10月1日より施行する。	(令和元年9月9日 31 建企第413号)
本要綱は、令和2年10月1日より施行する。	(令和2年9月30日 2 建企第409号)
<u>本要綱は、令和6年4月1日より試行する。</u>	<u>(令和6年3月21日 5 建企第440号)</u>

建設関連業務委託における予定価格等のランダム化による決定の概要

1. 予定価格等は次の方法により決定します。

①最低制限価格は最低制限候補価格を基に決定します。

最低制限候補価格 (a) (消費税除く)

＝最低制限設計価格 (消費税除く) ×ランダム係数 (a)

最低制限候補価格 (b) (消費税除く)

＝最低制限設計価格 (消費税除く) ×ランダム係数 (b)

※最低制限候補価格 (b) を最低制限価格とします。

ただし、予定価格以下、最低制限候補価格 (b) 以上の範囲に入札者が存在しない場合において、最低制限候補価格 (b) 未満、最低制限候補価格 (a) 以上の範囲に入札者が存在するときは、最低制限候補価格 (a) を最低制限価格とします。

2. ランダム係数 (a)、(b) の範囲は次のとおりです。

①最低制限候補価格 (a) の決定に係るランダム係数 (a) は、当分の間、1. 0 で固定します。

②最低制限候補価格 (b) の決定に係るランダム係数 (b) は、以下の範囲で変動します。

1. 0 0 ≤ランダム係数 (b) ≤1. 0 1

3. 予定価格等のランダム化は、入札会場で次のとおり決定します。

1) 予定価格等のランダム化は、県職員がパソコンのランダム化キーを押し下げることによって行い、入札参加者のうち希望者にはランダム係数のみをパソコンの画面上で確認していただきます。

2) 予定価格等は、ランダム化の結果を予定価格調書に印刷したものに契約担任者が記名押印した時点で、決定されたこととなります。

4. パソコンの不具合等があった場合は次のとおり対応します。

1) 停電の場合には、電源が復旧するまでの間、入札執行を一時中断します。

2) パソコンの画面が消失する事態になった場合には、最初からランダム化をやり直します。

3) 印刷ができない場合には、パソコン画面を確認の上、手書きします。

4) その他、電子媒体の不具合等も含め、ランダム化が不能となった場合には、予定価格等の取扱いはそれぞれの設計価格等をもって予定価格等とします。

5. 適用日

令和6年4月1日以降に公告又は入札執行通知を行う工事から適用。

別表

第6条第2項に規定するランダム係数の変動範囲

<u>ランダム係数の変動範囲</u>		
<u>係数の名称</u>	<u>ランダム係数 (a)</u>	<u>ランダム係数 (b)</u>
<u>ランダム化により 決定する価格</u>	<u>最低制限候補価格 (a)</u>	<u>最低制限候補価格 (b)</u>
<u>係数の範囲</u>	<u>当分の間、1.0</u>	<u>$1.000 \leq (b) \leq 1.01$</u>

様式A-1 (第7条関係)

設計価格調書

(最低制限価格委託業務)

委託業務番号	第 _____ 号
委託業務名	
委託業務場所	_____ 市(郡) _____ 町 _____ 地内
設計金額	(入札書比較価格)
最低制限設計価格	(入札書比較価格)
上記のとおり定める _____ 年 _____ 月 _____ 日	
職氏名 _____ (契約担任者) 印	

様式A-2 (第7条関係)

設計価格調書

(低入札価格委託業務)

委託業務番号	第 _____ 号
委託業務名	
委託業務場所	_____ 市(郡) _____ 町 _____ 地内
設計金額	(入札書比較価格)
低入札調査基準価格	(入札書比較価格)
上記のとおり定める _____ 年 _____ 月 _____ 日	
職氏名 _____ (契約担任者) 印	

様式B (第7条関係)

設計価格調書用封筒

①	第 _____ 号	_____ 工事名
	設計価格調書	
	最低制限価格	設定
	低入札調査基準価格	
	履行確実性評価価格	
_____ 所属所(課)名		

- 注 1 最低制限価格、低入札調査基準価格のいずれかを設定し、設定しない価格は二本線で抹消すること。
2 封筒の大きさは、標準規格長3とし、2重封筒とする。
3 作成者は認印をもって封印すること。

(※建設関連業務委託の予定価格等の決定等に係る事務処理試行要綱)

様式第2号(第11条関係)

予 定 価 格 調 書

(最低制限価格委託業務)

委 託 業 務 番 号	第 号
委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	市(郡) 町 地内
予 定 価 格	(入札書比較価格)
最 低 制 限 価 格	(入札書比較価格)
上記のとおり定める 年 月 日	
職氏名 (契約担任者) 印	

(※建設関連業務委託の予定価格等の決定等に係る事務処理試行要綱)

様式第2-2号(第11条関係)

予 定 価 格 調 書

(低入札価格委託業務)

委 託 業 務 番 号	第 号
委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	市(郡) 町 地内
予 定 価 格	(入札書比較価格)
低 入 札 調 査 基 準 価 格	(入札書比較価格)
上記のとおり定める 年 月 日	
職氏名 (契約担任者) 印	

予 定 価 格 調 書 用 封 筒

(表)

秘	第 号	委託業務名
	予 定 価 格 調 書	
最低制限価格	設定	
所属所(課)名		

(裏)

- 備考 1 封筒の大きさは、標準規格長3とし、2重封筒とする。
2 作成者は認印をもつて封印すること。

予 定 価 格 調 書 用 封 筒

(表)

秘	第 号	委託業務名
	予 定 価 格 調 書	
低入札調査基準価格	設 定	
所 属 所 (課) 名		

(裏)

- 備考 1 封筒の大きさは、標準規格長3とし、2重封筒とする。
2 作成者は認印をもって封印すること。